

家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金及び同法第六十条の二に規定される補償金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十八条第一項各号における家畜等の評価額及び法第六十条の二第一項における生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の決定について農林水産大臣に意見を具申されるに当たっては、次の基準により適正な評価を行い管下に不均衡を生じないように特に配慮せられたく通知する。

なお、法第六十条の二第一項の規定による補償金と併せて交付する家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第十一条第四項の「当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額」の交付に当たっては、当該交付金が法第十七条の二第五項の規定による命令に従った殺処分を促すためのものであることに留意されたい。

記

一 法第五十八条第一項第一号の殺された患畜についての「患畜となる前における当該家畜の評価額」とは、急性の経過をとる伝染病の患畜にあっては、その家畜について患畜であることが発見される直前時の状態について行われた評価額とし、そのものが当該伝染病の患畜であることを考慮しないで行われたものとする。

二 法第五十八条第一項第二号のブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜についての「命令があつた時における当該家畜の評価額」とは、第一号の評価と同じ趣旨であって、そのものがブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜であることを考慮しないで評価することを前提とするものであるが、本病の特性に鑑み「患畜となるとき」を押さえることが困難であるので、便宜的に殺処分の命令のときを押さえることとしたものである。したがって、その評価は命令のときの状態をもってするが、患畜であることを考慮しないで行うものとする。

三 法第五十八条第一項第三号の疑似患畜についての「疑似患畜となる前における当該家畜の評価額」とは、疑似患畜であることが発見された時の状態に

より行われた評価額とし、そのものが当該伝染病の疑似患畜であることを考慮しないで行われたものとする。

四 法第五十八条第一項第四号の検査、注射、薬浴又は投薬を行ったため死産し、又は流産した胎児について「死産若しくは流産をする前における当該胎児の評価額」とは、従前の一般慣行に従い、その母畜の評価額の二割程度を妥当とする。ただし、この場合において、その胎児が動物の通常定められた在胎月数（馬にあつては十一ヶ月、牛にあつては九ヶ月、めん羊及び山羊にあつては五ヶ月、豚にあつては四ヶ月）の二分の一に満たないときは一割とする。

五 法第五十八条第一項第五号の焼却し、又は埋却した物品についての「焼却又は埋却前における当該物品の評価額」とは、その物品が病原体により汚染されたままの状態において焼却し、又は埋却する直前時に行われた評価額とする。

六 法第六十条の二第一項における「生産に要する費用その他の通常生ずべき損失」とは、当該殺処分がなければ当該指定家畜の売却により得られたであろう利益に相当する額である当該家畜の評価額とし、そのものが指定家畜であることを考慮しないで行われたものとする。

七 法第六十条の二第一項の規定による補償金と併せて交付する令第十条第四項の「当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額」とは、当該家畜種ごとに算定した一日当たりの飼料費その他の当該家畜の飼養に要した費用に、当該家畜が法第十七条の二第一項の指定を受けた日から当該家畜が殺された日までの日数を乗じて算定した額とする。

八 患畜、疑似患畜、指定家畜又は母畜の評価方法は次の順序により行うこと。

1 評価人は、別紙を参考にして、あらかじめ立地条件、家畜の状態等を考慮した後、家畜所在の場所における取引価格により、個々に当該家畜の品種、血統、性別、能力等を参酌して評価すること。この場合において販路等の条件を十分考慮すること。

ただし、家畜所在の場所における取引価格が確認できない場合や、大量の家畜を評価する必要がある、個々の取引価格の確認が困難な場合等には、統計数値等を活用し、生産に要した費用の積上げ等により評価すること。

2 都道府県知事は、評価人の評価額を合計し、評価人の数で除して得た額を基として農林水産大臣に具申すること。この場合においてその結果が不当と認められるときは、改めて別に評価人を選定しその意見をきいた上で、当該額と異なる額を具申せられたい。

なお、具申に当たっては、評価額の算定の考え方、計算方法等が分かる資料とともに、次に掲げる資料のうち、評価額の算定に当たって用いたものを添付すること。

- ① 当該家畜の体重、体高、分娩履歴、血統等基礎的な情報が分かる資料
- ② 当該家畜と同等の家畜の市場価格が分かる資料
- ③ 当該家畜と同等の家畜の家畜共済での評価額が分かる資料④ 当該家畜が飼養される農場で生産された畜産物等の平均的な取引価格が分かる資料
- ⑤ 当該家畜の生産に要する費用が分かる資料又は当該家畜と同等の家畜の生産に要する費用が分かる統計資料
- ⑥ その他参考となる資料

九 死体の評価方法は、当該死体の利用場所における利用価額から、死体の利用に要する諸掛りを差し引いて行うこと。

この場合、都道府県知事が農林水産大臣に具申する評価額の評価順序は第八号に準じて行うこと。